

## 栃木市・西方町合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第2項の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、栃木市・西方町町合併協議会（以下「協議会」という。）

の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栃木市及び西方町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

市 町 名	職 名
栃 木 市	副市長
	総合政策部長
	総務部長
西 方 町	長が指名する職員
	総務課長
	企画課長